**くらしの情報**

**2　マイナポイントの申込期限は12月末です**

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人は、マイナポイントの対象となります。マイナンバーカードを受け取り後、マイナポイントを申し込み、令和3年12月末までにチャージまたは買い物をすることで、上限5千円分のポイントを受け取ることができます。

　マイナンバーカードの受け取りやマイナポイントの申し込みが済んでいない人は、早めに手続きしてください。

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話番号23-6079

**2　令和4年版「みやぎ手帳」を販売しています**

宮城県・県内各市町村の観光や統計、月間予定表など、仕事や生活に役立つ情報が満載の便利な一冊です。

販売開始日　11月10日㈬

販売場所　市役所西庁舎1階売店、各総合支所地域振興課

料金　1冊600円

※売り切れ次第、販売終了します。

問い合わせ 市政情報課統計担当 電話番号23-5091

**2　宮城県最低賃金が改正されました**

県内の事業場で働く全ての労働者（臨時・パート・アルバイトなど含む）に適用される宮城県最低賃金が改正されました。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当は、最低賃金の計算に含まれません。

宮城県最低賃金　時給853円

効力発生日　10月1日㈮

問い合わせ 宮城労働局賃金室 電話番号022-299-8841

**2　野焼きは禁止されています**

適切な焼却設備を使用せずに廃棄物（家庭ごみを含む）を焼却する「野焼き」による環境汚染が、深刻な問題になっています。プラスチック類の焼却による黒煙や強い臭気には、多くの苦情が寄せられています。

　ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却、簡易焼却炉による焼却は野焼きと同じで、禁止されていますのでやめましょう。

問い合わせ 環境保全課生活環境担当 電話番号23-6074

**2　 11月30日は「年金」の日です**

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日を「年金の日」と定めています。この機会に、自分の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

　「ねんきんネット」では、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額をさまざまなパターンで試算することもできます。

　詳しくは、日本年金機構ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

**２社会保険料控除証明書は大切に保管してください**

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際に、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

　令和3年1月から12月までに納付した保険料が該当し、家族の保険料も合わせて控除が受けられます。

　令和3年1月1日から9月30日までに納付した人には11月上旬、10月1日以降に初めて納付した人には令和4年2月上旬に、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構から送付されます。

　「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

**2　パソコン・スマートフォンから確定申告ができます**

税務署では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、（電子申告）または印刷して郵送などでの確定申告を推進しています。

　e-Taxを利用する場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンで、簡単に手続きが可能です。

　詳しくは、税務署に問い合わせください。

問い合わせ 古川税務署個人課税第一部門　電話番号22-1711

**2　地雷撤去のため書き損じはがきを集めています**

カンボジアの地雷被害を一刻も早くなくすため、書き損じはがきなどを集めて換金し、地雷撤去団体に寄付を行っています。

　はがき2～3枚で1平方メートルの地雷撤去費用になりますので、対象品の送付（814-0002 福岡県福岡市早良区西新1-7-10-702 一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン事務局あて）に協力してください。

対象　書き損じ・未使用のはがき、未使用の切手、未使用のテレホンカード、QUOカード、図書カード

問い合わせ 一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン事務局　電話番号092-833-7575

**2　宝くじ助成で備品を整備しました**

自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業を受けた地域の団体が地域活動に必要な備品の整備を行いました。

　この事業は、宝くじの受託事業を収入源として助成を行い、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報を目的に実施されています。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成団体 | 助成内容 |
| 金ケ崎区会（松山地域） | 会議用テーブル、会議用椅子など |
| 蟻ケ袋区部落会（三本木地域） | テレビ、ワイヤレスアンプなど |

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 電話番号23-5069

**2　「ヘルプカード」「ヘルプマーク」を配布しています**

「ヘルプカード」は、「手助けが必要な人」と「手助けをする人」をつなぐカードです。

　障がい者がカードにあらかじめ必要な支援内容を記入し、手助けが必要な時、周囲に提示して使用します。

　また、内部障がいや難病など、外見からは分かりにくい困難を抱える人に、援助や支援を促す「ヘルプマーク」（ストラップ型）も配布しています。

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」が必要な人は、問い合わせください。

配布場所　社会福祉課障がい福祉担当、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

問い合わせ 社会福祉課障がい福祉担当　電話番号23-2167

**求職者の就職活動をサポートします**

みやぎシゴトサポーターは、求職者指導の専門家（キャリアコンサルタント）による就職相談や、応募書類作成、面接練習の支援をしています。

　また、ビジネスマナー講座やパソコン講座など、就職に役立つ各種セミナーを開催しています。

日時　月曜～金曜日、第1・3土曜日　9時30分～17時30分

場所　みやぎシゴトサポーター大崎（古川駅前大通一丁目3-8エンドービル3階）

申込　事前に電話で予約

問い合わせ みやぎシゴトサポーター大崎　電話番号0120-651-657

**2　勤労者生活安定資金融資制度を活用ください**

市では、市内に居住または勤務する勤労者に生活資金などを融資する制度を設けています。詳しくは、問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 限度額 | 返却期間 | 貸付利率 |
| 生活 | 100万円 | 7年以内 | 年2.75％ |
| 教育 | 300万円 | 10年以内 | 年1.55％ |
| 福祉 | 100万円 | 7年以内 | 年1.25％ |
| 自動車 | 200万円 | 7年以内 | 年1.90％ |

※教育資金は措置期間5年、福祉資金は措置期間1年を返済期間に含みます。

対象　❶市内に勤務または住所を有する人❷東北労働金庫の会員および会員となる資格を有する人で審査基準を満たす人

**※**育児休業または介護休業のために福祉資金の融資を受ける場合は、別途要件があります。

申込先　東北労働金庫古川支店

その他　中小企業に勤務している場合、年0.5％の利子補給があります。

問い合わせ 東北労働金庫古川支店 電話番号24-1400

**2　金融機関からの資金調達をサポートします**

　信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が、金融機関から事業に必要な資金を借りる際に、保証人となって資金を借りやすくなるようにサポートする公的機関です。

　さまざまな資金ニーズに応える保証制度があるほか、創業・経営支援・事業承継などの取り組みを行っています。

　信用保証協会の窓口または金融機関の窓口へ気軽に相談してください。

問い合わせ 宮城県信用保証協会大崎支店 電話番号 22-0722